

クロアチアにおける民族問題とセルビア人の地位 —その歴史的変遷と内戦終結後の問題状況—

材木 和雄

(広島大学総合科学研究科准教授)

1 はじめに

ボスニア内戦を終結させた「 Dayton合意」から 13 年が経過し、クロアチアは平和を謳歌する国となった。だが、その一方で内戦の戦後処理が完了しているかといえば、決してそうではない。最大の問題はクロアチア政府が国際社会に約束した内戦による難民と避難民の帰国、とくにクロアチアを離れたセルビア系住民の帰国が進んでいないことである。

問題状況を端的に示すデータは 2001 年に実施された人口調査の結果である。民族別の人口構成を示した表 1 を見ていただきたい。

表1 クロアチアにおける民族構成の変化(1991年と2001年)

民族名	1991		2001	
	人口数	%	人口数	%
クロアチア人	3,726,388	78.1	3,977,171	89.6
アルバニア人	12,082	0.3	15,082	0.3
オーストリア人	214	0.0	247	0.0
ムスリム人	43,468	0.8		
ボスニア人			20,755	0.4
ブルガリア人	458	0.0	581	0.0
モンテネグロ人	9,724	0.2	4,926	0.1
チェコ人	13,086	0.3	10,510	0.2
ギリシア人	281	0.0		
マジャール人	22,355	0.5	16,895	0.3
マケドニア人	6,280	0.1	4,270	0.1
ドイツ人	2,625	0.1	2,905	0.0
ポーランド人	672	0.0	567	0.0
ロム人	6,685	0.1	6,462	0.2
ロシア人	706	0.0	806	0.0
ルーマニア人	810	0.0	475	0.0
ルテニア人	3,252	0.1	2,237	0.0
スロヴァキア人	4,276	0.1	4,712	0.1
スロヴェニア人	22,376	0.5	13,173	0.3
セルビア人	581,353	12.2	201,631	4.5
イタリア人	21,208	0.4	16,896	0.4
トルコ人	320	0.0	300	0.0
ウクライナ人	2,484	0.1	1,977	0.0
ブラフ人	22	0.0	12	0.0
ユダヤ人	600	0.0	576	0.0
その他の民族	3,012	0.0	21,801	0.4
民族所属未表明	73,376	1.5	89,130	2.0
ユーゴスラヴィア人	106,041	2.2		
地域的な所属表明	45,453	0.9	3,202	0.2
不明	62,825	1.3	17,875	0.4
合計	4,782,934	100.0	4,437,498	100.0

出所: Popis stanovništva 1991., Državni zavod Statistika, Zagreb 1992.
Popis stanovništva 2001., Državni zavod Statistika, Zagreb 2002.

ここでは比較のため、内戦が始まる直前に実施された 1991 年の調査結果を掲げてみた。まず気づくことはセルビア人の著しい減少である。1991 年に約 58 万人程度いたセルビア人はこの 10 年間で 38 万人減少し、3 分の 1 程度に縮小した¹。これは人口の自然減ではなく、セルビア人占領地域の崩壊後にセルビア人が大挙してクロアチアを脱出し、その大半が帰国していない結果である。クロアチアの総人口はこの 10 年間で約 35 万人減少しているが、これはセルビア系人口の社会減に大きく影響されている。

他方、この間にクロアチア人は 24 万人増加した。これも人口の自然増ではなく、社会増である。すなわち、旧ユーゴスラヴィアの他の地域、とくにボスニアのセルビア人支配地域およびセルビア本国に居住していたクロアチア人が迫害や圧力を受けて故国を離れ、クロアチアに移動した結果である²。このため、クロアチア人の構成比は 90% に近くなった。セルビア人以外の少数民族が数の上でも比率の上でも著しく減少していることも 2001 年の人口調査の注目すべき特徴である。この結果、民族的な同質化が進み、クロアチアは単一民族国家の様相を強めている。

このような状況は多少ともこの国の成り立ちを知る者にとっては大きな驚きである。というのも、少し以前の社会主義の時代にはセルビア人は人口の上では少数であるが、多数派のクロアチア人と対等な地位を有する民族と見なされていたからである。すなわち、この国の旧憲法はセルビア人をクロアチア人と共に「クロアチア共和国の主権民族」と規定し、クロアチアを「クロアチア人とセルビア人の二民族国家」であることを保証していた。歴史的に見てもセルビア人は少なくとも 16 世紀以来この国に定住し、この国の政治や社会、文化の重要な担い手となってきた。クロアチアは決してクロアチア人だけの国でなく、セルビア人との共通の祖国であった。

本稿の目的は、クロアチアのセルビア人の地位が 1990 年前半の内戦の前後にいかにかドラスティックな変化を被ったかを提示することにある。そのため、セルビア人がクロアチアに定住するに至った経過を述べたあと、歴史的な背景として、近代以降のクロアチアにおけるクロアチア人およびセルビア人の民族問題を私なりに要約する。その上で、セルビア人の難民化とクロアチアへの帰国の状況を述べ、今後のこの国の課題を指摘してみたい。

2 クロアチアのセルビア人の由来

クロアチア人とセルビア人は言語学的には南スラヴ語族に分類され、それぞれスラヴ系民族に数えられる。ただ彼らは決して現在の居住地の原住民ではなかった。スラヴ人はもともと現在のウクライナ北部にあたる地域を故地とし、基本的に農耕に従事していた部族集団だった。彼らは、2～5世紀に、ゴート族、フン族、アヴァール族などの民族移動の影響を受けて、東西および南方に移動を始めた。このうち南のバルカン半島に向かった集団が南スラヴ人を形成した。

スラヴ人がバルカン半島に到来したのは6世紀から7世紀にかけてのことであつた。各地のスラヴ人は東西両教会から布教活動を受けてキリスト教化し、また中世（10世紀から14世紀）の一時期、相次いで部族国家を形成した。

セルビア人は9世紀の半ばにビザンツ皇帝の宗主権の下、現在のセルビア南部にラシュカと呼ばれる部族国家を樹立した。この頃セルビア人はキリスト教を受け入れ、東方正教会の勢力下に入った。11世紀中葉には現在のモンテネグロにゼータ王国が成立し、ラシュカを併合する勢いを見せた。しかし、11世紀末に最大版図を実現したボディン王の没後、国力が急に衰え、再度ビザンツ帝国に併合された。セルビア人の統一国家は、12世紀の後半、ステファン・ネマニャ（在位1167ごろ-96）がラシュカの大族長になり、ビザンツ帝国の支配を脱して実現した。このネマニッチ王朝はその後200年間続き、中世セルビアはステファン・ドゥシャン（在位1331-55年）の時代にマケドニアとアルバニアの全土、ギリシアとブルガリアの一部を含み、バルカン半島の三分の二を支配する大帝国に発展した。しかし、ドゥシャンの死後、諸公の反乱により、セルビア帝国は分裂し、その勢いは急速に衰えた。

これに対し、クロアチア人は西方キリスト教を受け入れ、10世紀初頭に出現した統一的な統治者（トミスラヴ王）が部族国家を形成し、200年近く独立国家を保った³。だが、11世紀の末に王族の間で内紛が起こり、これを鎮圧した隣国のハンガリー王が1202年にクロアチアおよびダルマチア王の地位に就いた。これ以降、クロアチアの領主層はハンガリー王と契約を結び、その封建的な臣下となった。ただし、その契約上彼らには内政に関する自治権が認められ、

クロアチアはハンガリー王国内の自治領のような存在であった⁴。

近代以前のバルカン半島の歴史をふり返った場合、人口学的には三つの大きな変化の波があった。第一は紀元前後のローマ帝国による征服による住民のラテン化であり、第二は 6～7 世紀のスラヴ人の移住である。そして、第三の波が 15～16 世紀のオスマン・トルコによる侵攻による変化である。オスマン・トルコのバルカン半島進出は諸民族に大規模な人口移動をもたらし、この地域の民族・宗教の分布図を変えていくことになった⁵。

南スラヴ人の中で最初に影響を被った人びとはセルビア人である。セルビアの諸公はキリスト教徒の連合軍を結成し、1389 年にコソヴォ・ポーリエでトルコ軍に対して一大決戦を挑んだが、大敗北を喫した。これ以降、トルコの軍事的な優位は決定的になった。コソヴォの戦いのあと、とくに 1459 年にセルビアが制圧されたあとには、トルコの支配を逃れるため、多くのセルビア人がドナウ川を越えて南ハンガリーのヴォイヴォディナに逃亡した。もともと、トルコに対してセルビア人は常に屈服していたわけではなく、たびたび反乱を起こした。これを鼓舞したのはセルビア正教会の指導者であった。しかし、セルビア人の反乱はトルコ側の報復を招き、それがまたセルビア人の移動を引き起こした。とくに 17 世紀末にオーストリア軍の反撃に促されてセルビア人は蜂起をおこなったが、これに対するトルコ側の報復は徹底したものであった。セルビア人の集落は焼き払われ、多くの住民が虐殺された。このため 1691 年、セルビア正教会の大主教は北方へのセルビア人の大移動を組織した。セルビア人が逃亡して無人となったコソヴォやマケドニア北部の土地にはトルコがアルバニア人イスラム教徒の入植を促進した。現在のコソヴォやマケドニアのアルバニア人はその子孫である。

セルビア人の移動は西方のボスニア・ヘルツェゴヴィナやクロアチアに向けても起こった。その重大な契機は 16～17 世紀に起こったトルコとハプスブルク帝国との戦争にある。セルビアを支配していたトルコはセルビア人やヴラフ人⁶を徴兵し、オーストリアやハンガリー、クロアチアとの戦争に従軍させた。この戦いは当初トルコ側が圧倒的に優勢であり、トルコの侵略と占領によってクロアチアの領土は 16 世紀の末に三分の一程度に縮小した⁷。トルコはセルビア人やヴラフ人をカトリック教徒が逃亡した土地に移住させ、占領地の警備の

任務を負わせた。

他方、ハプスブルク帝国の側もトルコが支配する地域との境界線に砦を築き、トルコ軍の侵攻を食い止めようとした。そのため、ウィーンの宮廷政府の直接管理の下に特殊な国境地帯が形成された。これが「軍政国境地帯」である。砦の中には警備兵を配置し、彼らには軍務の提供と引き替えに土地の保有、一部の自治権、信仰の自由が認められた。これらの土地はクロアチア人貴族の領地であったが、この地域の住民は彼らの農奴になることを免れた。オーストリアは当初この地域にヴラフ人を入植させ、国境兵の任務を担当させた⁸。その後、1683年の第二次ウィーン包囲の失敗を境にトルコは後退し、反撃に転じたハプスブルク陣営はクロアチアの領土の多くを回復させた。これに伴い、トルコの支配を逃れるために東から避難してきた正教徒、つまりセルビア人の入植が増えた。18世紀に軍政国境地帯は東西に拡大し、セルビア人の入植がさらに進んだ。

軍政国境地帯については三つの点を指摘しておきたい。第一にそれは、アドリア海沿岸部から南ハンガリーのバナート地方へと続き、トルコの占領地域を取り囲むように形成されたものであるが、その大半はクロアチアの領土の中に設置されたことである。第二に国境地帯というと細長い線のような地域を想像させるが実際はそうではなく、相当厚みのある地域だということである。第三にウィーン政府がこの地域を直轄支配していたため、大半のセルビア人はクロアチア人領主層に支配されてこなかったことである。クロアチアの内部に設置されていた軍政国境地帯の面積はその末期に当たる1871年の時点でクロアチアとスラヴォニアの約半分の地域を占め、その人口（663,000人）の55%（363,000人）は正教徒、つまりセルビア人であった⁹。

以上、非常に駆け足ながら、クロアチアのセルビア人の由来を見てきた。19世紀に近代的な民族形成が始まる以前にセルビア人はクロアチアに定住し、この国を祖国とするに至った。トルコとの戦争によって移動してきた16世紀から数えると、セルビア人はクロアチアの地に500年近い定住の歴史を有する。表2は1880年と1900年の狭義のクロアチアとスラヴォニアにおける住民の宗教的帰属を示したものであるが、この地域のカトリック教徒にはマジヤール人やドイツ人などクロアチア人以外の民族集団が含まれる。これに対し、正教徒

はほぼセルビア人と置き換えてよい。したがって、セルビア人の比率はこの表の数字よりも多く、30%に近いと考えられる¹⁰。

表2 1880年と1990年のクロアチアとスラヴォニアにおける宗教別帰属

行政区名	1880年			1900年		
	カトリック教徒	正教徒	その他	カトリック教徒	正教徒	その他
リカ・クルパヴォ県	86,543(49.67)	87,877(50.32)	19(0.01)	101,452(48.74)	106,676(51.24)	35(0.02)
モードルシュカ・リエカ県	148,774(67.43)	71,441(32.38)	414(0.19)	154,178(67.53)	73,584(32.23)	544(0.24)
ザグレブ県	297,797(76.23)	84,192(21.55)	8,672(2.21)	358,864(75.14)	109,659(22.95)	9,117(1.91)
ワラジュディン県	215,967(98.76)	1,806(0.82)	919(0.42)	264,622(98.80)	2,230(0.83)	994(0.38)
ビェロヴァール・クジエチナ県	180,968(82.43)	36,875(16.80)	1,679(0.76)	251,591(83.61)	44,691(14.85)	4,669(1.55)
ボジェガ県	116,773(70.19)	46,204(27.77)	3,397(2.04)	161,182(70.66)	58,882(25.79)	8,102(3.55)
ヴァイヴァティツァ県	124,398(75.32)	34,838(21.09)	5,930(3.59)	167,794(77.03)	40,745(18.70)	9,308(4.27)
スリエム県	127,819(44.84)	134,588(47.21)	22,635(7.95)	161,717(44.29)	166,879(45.71)	36,504(10.00)
ザグレブ市	26,653(91.22)	959(3.29)	1,606(5.50)	51,258(88.85)	2,437(4.22)	3,995(7.79)
ワラジュディン市	9,695(93.48)	82(0.79)	558(5.38)	10,601(92.23)	116(1.01)	777(6.76)
オスイェク市	14,769(81.14)	1,655(9.09)	1,777(9.76)	18,702(81.25)	1,698(7.38)	2,618(11.37)
ゼムン市	6,568(55.49)	4,386(37.06)	382(7.45)	8,284(57.75)	5,057(34.84)	1,076(7.41)
クロアチアとスラヴォニア合計	1,356,724(71.05)	504,703(26.43)	47,988(2.51)	1,710,325(71.24)	612,654(25.52)	77,737(3.24)

出所: Mato Artuković, Srbi u Hrvatskoj: Khuenovo doba, Hrvatski institut za povijest, Slavonski Brod, 2001, p.39-47より作成

3 クロアチアにおける民族問題とその帰結

(1) 19世紀後半から大戦間期まで

クロアチアにおけるクロアチア人とセルビア人は話し言葉の上では同一の言語を話し、完全に意思疎通が可能である。二つの民族は信仰が異なり、それに伴って文化的な相違があったが、非常に近い兄弟民族とってよかった。しかし、19世紀にクロアチア人とセルビア人が近代的な民族統合を開始したとき、二つの民族は微妙な緊張関係をもつに至った。その大きな理由は二つの民族が政治的な利害関係を異にしていたためである。

クロアチア人に大きな課題として意識されたのはクロアチア諸地域の分断状況の克服であった。クロアチアはオーストリアやハンガリーと結んだ臣従契約

上の権利、つまり「国法上の権利」によればダルマチア、クロアチア、スラヴォニアを固有の領土としていた。ところが、19世紀の半ば、狭義のクロアチアとスラヴォニアはハンガリーの支配下にあり、ダルマチアはオーストリアの支配下にあった¹¹。さらにクロアチアとスラヴォニアの半分の面積を占める軍政国境地帯はウィーンの宮廷政府の直接管理下にあった。それゆえ、クロアチアの領主層は長年、軍政国境地帯を民政に移管し、ダルマチアと共にクロアチア総督府の管轄に置くことをオーストリア皇帝に求めてきた。

これに対し、セルビア人の関心は民族的な既得権益を維持することであった。軍政国境地帯のセルビア人はオーストリア皇帝の庇護を背景にクロアチアの国家・権力機構に人口比以上に参加していた。たとえば、1848年のクロアチアの議会における代議員の構成をみると、セルビア人は50%近い比率を有し、政治機関、教育機関、経済機関においても同様の状況であった¹²。したがって、クロアチアの統合や主権の実現はセルビア人にとって主要な関心事とはならなかった。むしろ、軍政国境地帯が民政に移管することによってウィーン政府という後ろ盾を失い、ザグレブにあるクロアチア総督府の直接の管理下に置かれることにセルビア人は大きな警戒感をもっていた。

クロアチア人とセルビア人の対立はクロアチアの宗主国のハンガリーによって利用され、助長された側面がある。とくに1883年から20年間に渡りクロアチア総督を務めたハンガリー貴族のクエン・ヘーデルヴァーリはクロアチア人とセルビア人の関係を悪化させた。彼は軍政国境地帯の廃止後のセルビア人の不安につけ込んでセルビア人優遇政策をとり、彼らをハンガリーの統治政策に協力させる勢力にした¹³。このことは多数派のクロアチア人の反感を招き、セルビア人と反目させる効果をもたらした。クロアチア人の民族運動はこの間、停滞を余儀なくされた。

しかし、新世代のクロアチア人政治家の中には新たな戦略で状況の打開を考える者たちが現れた。アンテ・トルムビッチとフラーノ・スーピロを中心とするダルマチアの政治集団がそうである¹⁴。彼らの政策は「新路線」と呼ばれる。それは、まずクロアチア人とセルビア人との対等な関係の上に政治的同盟を構築し、さらにこれをその他の南スラヴ人、イタリア人、マジヤール人などハプスブルク帝国内の諸民族の政治勢力との合従連衡に発展させ、相互利益を追求

する中で、クロアチア人の政治的要求を実現しようとするものであった¹⁵。この路線はセルビア人政治指導者にも受け入れられ、1905年12月にはクロアチア人とセルビア人の5つの政党が合流して「クロアチア人・セルビア人連合」という統一政党を結成するという画期的な事件に発展した。

「クロアチア人・セルビア人連合」は1906年5月の選挙で躍進し、クロアチア政治の中心的勢力になった。だが、このとき「新路線」はすでに実現可能性を失っていた。オーストリア皇帝と妥協して政権の座に就いたハンガリーの野党勢力は被支配民族に対する支配体制を維持する方向に政策転換したためである。そのため、彼らがスーピロらに約束した事項は何一つ実現しなかった。このあと、「クロアチア人・セルビア人連合」の実権を握ったのはセルビア独立民族党のスヴェトザール・プリビーチェヴィッチである。セルビア人であるプリビーチェヴィッチはクロアチアの国法上の権利の回復を至上命題とはせず、クロアチアにおけるセルビア人の文化的・経済的な権利と政治的権力を維持することを目標とした。彼の指導のもとで「クロアチア人・セルビア人連合」は日和見主義的な方針に転換し、ハンガリー政府に追従する政権与党となった。

第一次世界大戦の結果として、ハプスブルク帝国が崩壊した。このため、クロアチアのセルビア人は新たな後ろ盾を探さなければならなかった。プリビーチェヴィッチはセルビア王国との統合によって形成される南スラヴ人の統一国家にその役割を期待した。1918年12月に旧ハプスブルク帝国領南スラヴ人諸地域とセルビア王国は統合を宣言し、「セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人の王国」と称する統一国家が誕生した。プリビーチェヴィッチはセルビアの政治指導者と協力し、新政府の閣僚となって中央集権化を推進した。新国家は旧ハプスブルク帝国領各地域の自治権を廃止し、地方政府を中央政府の出先機関のような存在に変えた。新憲法が制定されるまで旧来どおりの自治権が維持されることを期待していたクロアチア人にとってそれは予想外の展開であった。

これに対し、新国家の樹立を承認しない立場をとったクロアチア人政治家のステパン・ラディッチは共和制の政体を主張し、クロアチアの国家主権の承認を求めて政治闘争を開始した。ラディッチを党首とするクロアチア共和主義農民党はクロアチア人の不満を吸収して急成長し、最大の野党勢力になった。

政府はラディッチらの活動を徹底的に弾圧したが、その急先鋒となったのは政権中枢にいたプリビーチェヴィッチの一派であった。政府は 1925 年 1 月にクロアチア共和主義農民党に国家保安法を適用、ラディッチら党幹部を逮捕・投獄して同党の活動を停止させた。クロアチアのクロアチア人とセルビア人の関係はこの時期、極端に悪化した。

だが、セルビアを中心とした統一国家はクロアチアのセルビア人の地位や利益の庇護者にはならなかった。セルビアのセルビア人は統一国家に加わった旧ハプスブルク帝国領を新しく獲得した領土のように見なし、この地域のセルビア人に対しても優越的な支配を強めただけであったからである。1925 年 7 月、セルビア急進党のパシッチはラディッチとその政党(クロアチア農民党に改名)を取り込むためにこれまでの同盟者であったプリビーチェヴィッチをあっさりと切り捨てた。もっとも、クロアチア農民党も急進党支配の補完勢力の地位に失望し、すぐに野党の地位に戻った。そのため、1927 年秋に劇的な変化が起こった。これまで敵対関係にあったクロアチア農民党のラディッチと独立民主党のプリビーチェヴィッチが政治同盟に合意し、「農民・民主連合」という共闘組織を発足させたのである。二人が手を結んだのはセルビアの優越支配を代表する急進党に対抗する政治勢力となり、クロアチアのクロアチア人とセルビア人の利益を守るためであった。

このあと、この国の中では大きな政治的事件が相次いだ。セルビア急進党議員が国会内でクロアチア農民党議員に発砲し、党首のラディッチらを殺害した事件、これに抗議した「農民・民主連合」による議会ボイコット(以上 1928 年)、国王アレクサンダルによる独裁制の導入とユーゴスラヴィア王国への国名の改称、独立民主党党首のプリビーチェヴィッチの逮捕(以上 1929 年)、クロアチア農民党党首マチェックの逮捕(1933 年)、クロアチア人の極右民族主義団体ウスタシャによる国王アレクサンダルの暗殺(1934 年)などである。クロアチアの政治勢力は政権との関係を絶っていたが、クロアチアのクロアチア人とセルビア人の政治同盟である「農民・民主連合」は存続した。第二次世界大戦が始まる直前の 1939 年 8 月、国王権力を代行していた摂政パヴレは国内の政治的分裂を解消するためクロアチア農民党に譲歩し、「クロアチア自治州」の設置を認めた。「農民・民主連合」はクロアチア自治州政府の与党となり、クロ

アチアのセルビア人も政権に参加した。

(2) 第二次世界大戦期から 20 世紀末まで

1941 年 4 月、ユーゴスラヴィア王国は枢軸国軍の侵攻によって崩壊した。その直後にドイツはこの国の中央部に「クロアチア独立国」を誕生させた。それはドイツとイタリアが後見する傀儡国家であったが、このときドイツがウスタシャに政権を担当させたことは、クロアチアのセルビア人を未曾有の危機に陥れることになった。かねてからウスタシャはセルビア人を敵視し、彼らをクロアチアから抹殺することでセルビア人問題を解消しようと構想していたからである。政権の座に就くとすぐにウスタシャはこの構想を実行に移し、セルビア人の逮捕と殺害を開始した。彼らは農村部に部隊を派遣し、セルビア人に対する集団虐殺をおこなった。

クロアチアのセルビア人は絶望状態となったが、森林の中に逃げ込んだ住民の間にはやがて反抗の意識が芽生えた。共産党は彼らを武装集団に組織し、1941 年 7 月末に反乱を開始した。クロアチアの南東部（かつて軍政国境地帯の一部であったリカ地方）で始まったゲリラ的な蜂起はその他の地域に波及し、パルチザンの抵抗運動に発展した。1945 年 5 月にドイツ軍は撤退し、クロアチア独立国は崩壊した。パルチザン運動の勝利に対するセルビア人の貢献は絶大であった。というのは、パルチザンがもっとも厳しい戦いを強いられていた最初の二年間に兵士の圧倒的多数を占めていたのはセルビア人だったからである。クロアチアのパルチザン部隊の中でクロアチア人が多数を占めるようになったのは、1943 年 9 月にイタリアが降伏し、戦局が大きくパルチザンの側に傾いてからのことであった。

共産党が主導した反ファシスト人民解放闘争はこの国の民族問題の解決のために、諸民族の同権と連邦制の導入を戦争中に約束していた。戦後、共産党はクロアチアに連邦を構成する単位の一つの地位（共和国）を与えてクロアチア人の国家要求に応えた。他方、クロアチアのセルビア人については、クロアチア人と共にクロアチアの主権民族であることをクロアチア共和国の憲法に明記

した。このことによって、クロアチアのセルビア人は多数派のクロアチア人と対等の地位を有する民族であり、クロアチア共和国はクロアチア人とセルビア人の二民族国家であることを共産党政権は保証した。

セルビア人はユーゴスラヴィア全体では相対的に多数を占める民族である。そのため、統一国家の再建はクロアチアのセルビア人にとってはやはり心強いものであり、社会主義のユーゴスラヴィアは第二次世界大戦中のような危機の再発を防止してくれる枠組みであった。その上で、彼らは共産党の組織と国家・行政機構に深く関与することによって職業と栄達の道を確保しようとした¹⁶。ウスタシャのテロに抗し、パルチザン運動に身を捧げたセルビア人は、ユーゴスラヴィアの戦後体制を個人的・集団的な安全保障と繁栄の土台としたのである。

そのため、東欧革命の影響によって連邦レベルでの共産主義者が分裂し、クロアチアの党も戦後体制の変更を打ち出すようになったとき、クロアチアのセルビア人が彼らの地位（ないし既得権）の行方に大きな不安を抱いたのは当然である。さらに 1990 年 4 月にクロアチア共和国で実施された自由選挙では著名な反体制分子のトゥージマンを党首とするクロアチア民主同盟が勝利し、クロアチア人の民族主義的要求が高揚したことはセルビア人に大きな危機感を抱かせた¹⁷。

セルビア人の側ではセルビア人の自治権ないしクロアチアからの分離を主張する民族政党（セルビア民主党）が結成され、セルビア人の居住地域で影響力を強めた。クロアチアのセルビア人の政治指導者は、民族主義路線を顕著にしていたミロシェヴィッチが指導するセルビアとユーゴスラヴィア人民軍（パルチザン部隊の後身）に新たな庇護者の役割を期待していた。1990 年の 8 月にクロアチア南東部（北ダルマチアのクニン）のセルビア人は警察から武器を奪い、武装を始めた。彼らは道路にバリケードを築き、交通路を遮断すると共に独自の支配地域の形成を始めた。

1990 年秋にクロアチアとスロヴェニアはユーゴスラヴィアを国家連合に再編する構想を公表したが、セルビアのミロシェヴィッチは連邦制の維持を主張し、連邦の解体時には共和国の国境線の変更を要求すると威嚇した。1990 年 12 月にクロアチア議会は体制転換を正当化する新しい共和国憲法を採択した

が、それは、旧憲法にあった「セルビア人を主権民族とするという条項」を削除していた。新憲法はクロアチアをクロアチア人の単一民族国家と想定していた。これに反発したセルビア人側では、拠点都市クニンの民族評議会が「クライナ・セルビア人自治区」の法律を制定し、セルビア人が多数を占める地域の自治体は共和国との行政上の関係を絶った。

1991年3月、クロアチアとスロヴェニアの指導者は国家連合へ再編を求め他の共和国指導者と協議を重ねたが、不調に終わった。セルビアの指導者のミロシェヴィッチは連邦の維持が不可能となった場合には、セルビア人の居住地域を武力で併合するつもりでいた。1991年6月下旬、クロアチアとスロヴェニアは独立宣言をおこなった。その翌月からセルビア人武装勢力の活動が活発になり、1991年8月にクロアチアは完全に内戦状態になった。セルビア人の蜂起部隊は装備の優れたユーゴスラヴィア人民軍と共に優勢に戦いを進め、クロアチアの30%の領土を占領した。しかし、クロアチアの側も反撃に転じたため、セルビア人武装勢力と人民軍は進軍を止められ、1992年1月初めには国連の監視下に停戦が実現した。セルビア人勢力は占領地域に「クライナ・セルビア人共和国」の樹立を宣言した。

かくして、1990年代初めにクロアチアの民族問題は、クロアチア人とセルビア人の双方が民族国家を樹立するという解決に達した。クロアチアの独立は国際的に承認されたが、セルビア人の「国家」は長くは続かなかった。停戦期間中にクロアチアは戦力を増強し、失地回復の機会を窺っていた。他方、セルビア人の側では兵力が不足し、経済的にも麻痺して占領地の維持が困難になっていた。クロアチア軍は1995年5月に1日の攻撃で西スラヴォニアを奪還、8月4日に15万人の兵力を動員し、セルビア人の占領地域に総攻撃を仕掛けた（「嵐作戦」）。作戦はわずか4日間で完了し、クロアチアは被占領地域の大半を解放した。セルビアのミロシェヴィッチはこのとき援軍を送らず、実質的にクロアチアの同胞集団を見捨てた。セルビア人勢力は退却し、「クライナ・セルビア人共和国」は事実上、崩壊した。セルビア人の支配地域はセルビアとの国境に近い地区（東スラヴォニアとバラニーヤ）だけとなったが、これは双方の合意により、1998年1月にクロアチア共和国の支配下に戻った。

4 セルビア人の難民化と帰国の障害

4年に及んだクロアチアの内戦は大量の難民を出した。1991年から1995年にクロアチアを離れたセルビア人は30万人を超えると見積もられている¹⁸。そのピークは1995年8月のクロアチア軍による総攻撃（「嵐作戦」）の開始後である¹⁹。クロアチア政府は表向きセルビア人に対しクロアチアに留まるように呼びかけたが、セルビア人占領地域の兵士と住民の大半は国外に逃れた。この地域に残った人びとは5000人-6000人程度に過ぎなかった²⁰。

セルビア人が逃亡したのはいくつかの理由が重なっていた。第一に「クライナ・セルビア人共和国」の指導者が命令したことである²¹。そのため、セルビア人兵士の家族はその部隊と共に移動を余儀なくされた。第二に住民はかつてこの地域に住んでいた非セルビア系、とくにクロアチア人住民が戻ってきた場合の仕返しを恐れた。セルビア人は非セルビア系住民の住宅を破壊したり、財産を略奪したりしていたから、今度は自分たちが仕返しを受けると感じたのである。第三にこの地域にはクロアチアの他の地域から逃げ込んで、非セルビア系住民の住宅を不法占拠していたセルビア人がいた。彼らも元の所有者のクロアチア人が戻ってくることを心配した。第四にセルビア系のメディアが繰り返し「ウスタシャの再来」を伝え、住民の不安をかき立てたことである²²。

セルビア側メディアの宣伝は根拠のないことではなかった。クロアチア軍と警察の特殊部隊は過去の進攻作戦の際にセルビア人に対する残虐行為や人権の侵害をおこなっていたからである。それは今回の作戦中および作戦後にも繰り返された。第一に残っていた住民の処刑である。遺体となって発見された人の多くは高齢者や障害者であり、惨殺された者もいた。国連の調査は、戦闘と関係のない状況で少なくとも150人の住民が殺害されたと報告した²³。これは明らかに戦争犯罪であり²⁴、後に住民の殺害を命じたとされるクロアチア軍の司令官（アンテ・ゴトヴィナ将軍）が旧ユーゴスラヴィア国際戦犯法廷によって訴追され、逮捕状が出された。

第二にセルビア人が残した財産の略奪、家屋の破壊や放火である。セルビア人の宗教である正教会の建物や記念碑も格好の破壊の対象になった。これはセ

ルビア人に対する報復であるが、より重大な事実はこの破壊と放火が、クロアチア軍がセルビア人の占領地域を制圧した直後だけでなく、作戦の終了後に数ヶ月続いたことである。主要な実行者はクロアチア軍の兵士であったが、クロアチアの警察や軍幹部はこれを止めさせる有効な手だてを講じなかった²⁵。その後明らかにになったことであるが、セルビア人が住民の多数を占めていたリカ地方や北ダルマチアの集落の家屋ならびに正教会はほぼ放火されるか、打ち壊しに遭っていた。

クロアチアの兵士や警官、そして市民によるセルビア人の家屋や建物の破壊は国連や国際機関の職員によって目撃され、国際社会にも知られることになった。クロアチア政府はセルビア人の家屋や建物の破壊や放火を一部の過激分子の報復行為と弁明した。しかし、それらは散発的な事件ではなく、クロアチア軍の兵士が主導し、セルビア人を二度とクロアチアに戻れないようにする意図をもって組織的におこなわれた行為であった。クロアチア政府がこれを事実上数ヶ月にわたって放置していたことは、これを黙認していたと見なされても仕方がないことであった²⁶。

実際、クロアチアの政治指導者は逃亡したセルビア人の帰国を望んでいなかった。これを端的に示すのは「嵐作戦」の直後に政府がとった二つの措置である。

その一つは逃亡したセルビア人が国内に残した財産の没収である。1995年8月末にクロアチア政府は「特定の財産の一時的な没収と管理に関する政令」を制定し、それは9月末に議会で承認されて法律となった²⁷。これは、クロアチアを去ったセルビア人が残した土地や耕作地、住宅や建物、家畜や農機具などを「放棄された物件」と見なし、クロアチア政府の管理下に置くことを定めていた²⁸。法律はその施行後90日以内に財産の所有者が国内に戻り、所有権を主張すれば没収を免れると定めていた。しかし、このような異議申し立ては国外に逃れたセルビア人には不可能なことであった²⁹。

もう一つはセルビア人が立ち去った住居の居住権の抹消である。内戦の開始前、都市部に居住する人びとの大半は国または公有企業が所有するアパートメントの一角に居住していた。社会主義の時代に建設された建物であったので区分所有権はなかったが、各部屋の居住権は売買できないことを除いて所有権に

近く、親族に相続することもできた。ただし、関係法規上、非常に限定された条件において国は居住者との契約関係を終了させることができた。内戦の期間中、政府はこの権利を活用し、裁判所に申し立てをおこない、クロアチアを離れたセルビア人の居住権を次々と無効にした。たいていの場合に申し立ての根拠としたのは「合理的な理由なく6ヶ月以上にわたり居住権の保有者が住宅を離れた場合に居住権を消滅させることができる」という住宅関係法の規定であった³⁰。

その上で「嵐作戦」終了直後の1995年9月、セルビア人が占領していた地域のアパートメントの居住権についてクロアチア政府は特別の法律を成立させた（「解放された地域のアパートメントの居住権付与に関する法律」）³¹。それによれば、法律の施行後90日以内に居住者がアパートメントに帰ってこない場合には居住権は消滅することになっていた。新法は住宅関係法の規定に比べ、居住権を無効にする不在期間を半分にしたのである。しかも、法律は裁判所の判断を求めず、自動的に居住権を消滅させた点で手続きを大幅に簡略化していた。危険を避けるために支配地域を離れたセルビア人が90日以内に元の住居に戻るのにはありそうにないことであり、彼らは為す術もなく居住権を剥奪された。

これらの措置によってクロアチアを去ったセルビア人は農村部の居住者も都市部の居住者も元の住居を失った。セルビア人が残した住宅や土地はクロアチア人によって占拠されることになった。多くはボスニア・ヘルツェゴヴィナとセルビア・モンテネグロから到来したクロアチア人難民であった。これによって、クロアチアのセルビア人は帰国が著しく困難になってしまったのである。

クロアチア政府がクロアチアを去ったセルビア人に対してとった措置は国際法上承認されている難民の「帰国の権利」を侵害していた。しかし、1995年11月に「 Dayton合意」に署名したクロアチアはセルビア人難民の帰国を促進する措置をとる義務を負った。クロアチア政府はこの義務の履行を先送りにしてきたが、1998年6月に「難民の帰国プログラム」を策定し、すべての難民の帰国の権利と財産権の保証を宣言すると共に、「特定の財産の一時的な没収と管理に関する法律」と「解放された地域のアパートメントの居住権付与に関する法律」を廃止させた³²。

しかし、セルビア人難民の問題は少しも解決しなかった。「難民の帰国プログラム」によれば、政府の許可を受けセルビア人の住宅やアパートメントを合法的に占拠している人びとは適切な代替居住地を提供されない限り、占拠を続けることが認められていたからである。さらにこのプログラムは内戦の期間中およびその直後にアパートメントの居住権を取り消された人びとの居住権を回復するものではなかった。そのため、セルビア人の元の住居の大半は占拠されたままだった。

クロアチア政府の問題解決への取り組みは緩慢であり、内容的にも不十分であった。ただ政府は難民の帰国の手続きを簡略化したため、クロアチアに帰国するセルビア人の数は増加した。OSCE（欧州安全保障協力機構）によると、2006年4月までに約12万人のセルビア人がクロアチアに帰国し、そのピークは1999年の18000人だった³³。しかし、そのうち相当数の人びとは一時帰国であり、彼らはクロアチアにしばらく滞在した後、ボスニア・ヘルツェゴヴィナないしセルビア・モンテネグロの居住地へ戻っていくことを繰り返していると見られている。その大きな理由の一つは、元の住居を取り戻すことができなかったことにある³⁴。

5 セルビア人難民の帰国の実態

ザグレブ大学哲学部社会学科に所属するミラン・メシッチとドラガン・バギッチは、UNHCR（国連難民高等弁務官）から委託を受けて2006年にセルビア人難民を対象に調査をおこない、翌年に報告書を公表した。彼らの研究が注目になるのは、クロアチアに帰国したセルビア人を対象にした初めての体系的な実態調査であることである。すなわち、メシッチらは調査の時点までにクロアチア政府に帰国登録したセルビア人12万人を母集団とし、これを統計的に代表するように1450人のサンプルを層化抽出した上で調査員の訪問面接による質問紙法調査を実施した。その結果を分析することによって、彼らはこれまで大雑把にしか把握されていなかったセルビア人難民の帰国の実態や彼らが抱える問題を信頼に足る数量的なデータの形で提示することに成功している。

以下では、その報告書(『クロアチアにおける少数民族帰国の持続可能性』、2007年)から要点を紹介したい。

①実質的な帰国者(定住者)の数

調査対象者のうち、政府に登録した住所(つまり元の住居)に実際に居住していた人は34.8%であった。これにクロアチア国内の別の住所に居住している人(3.5%)と転居先不明者を含めると、調査対象者の38.3%から44.5%がクロアチア国内に定住している可能性があると考えられた。これを基に推計をおこなうと、クロアチア政府に帰国登録した12万人のセルビア人のうち、実際にクロアチアに定住している人は46000人から54000人と見積もられた³⁵。前述のOSCE報告書はクロアチア国内の定住者を政府登録者の60%から65%と推定していたが、メシッチらの推定値はこれを大きく下回っていた。

居住地の人口では、全帰国登録者の58%は人口500人以下の集落に住所をもつ人であったが、調査回答者の中では登録の住所に居住していた人の75%は人口500人以下の集落の居住者であった。他方、全帰国登録者のうち、人口1万人以上の居住地に住所を有する人は18%であるが、調査回答者の中では登録の住所に居住していた人は3%にすぎなかった。このことは、人口の少ない農村部の地域の出身者は帰国登録者が多く、また定住者の比率は相当高いが、都市部の出身者の間では帰国登録者は少なく、定住者になると一層少なくなることを示唆している³⁶。

②帰国者(定住者)の属性

調査回答者の平均年齢は60歳であり、その家族を含めた全世帯員の平均年齢は51歳であった。これはクロアチア国民の平均年齢(39歳)を大きく上回る数字である。年齢別では、65歳以上が37%と三分の一を占め(60歳以上では43%)、帰国定住者には高齢者が多いという大方の予想を裏付けた。その他の年齢層では、45歳から64歳が29%、16歳から44歳が24%、15歳以下が8%であった。全体的には45歳以上の年齢層が66%と三分の二を占め、子どもや若者、働き盛りの層は少ない³⁷。

性別では、調査回答者の世帯員の54%は女性(平均年齢54歳)であり、男性(平均年齢49歳)は46%であった。調査回答者の世帯員のうち、15歳以上の者について学歴を見ると、その38%は義務教育の未終了者であり、義務教育

の修了者が 27%、高等学校の修了者が 29%、専門学校ないし大学の修了者は 7%であった。つまり、15 歳以上の帰国定住者のうち、65%は義務教育以下の学歴しかもたない者であった³⁸。家族形態別では、単身世帯 19%、夫婦世帯 34%、核家族世帯 15%、拡大家族世帯 18%、片親と子ども世帯 12%、その他 2%であった³⁹。端的に言えば、高齢者だけの世帯と高齢の親と成人の子どもから構成される世帯が大半を占めている。

③帰国者（定住者）の住宅事情

調査回答者の 88%は元の戸建て住宅ないしアパートメントに居住していた。残りの 12%は様々な理由で別の場所に住んでいたが、このうちもっとも多い理由（24%）は「その場所のアパートメントに居住権を有している」ためであった。次に多いのが「住宅の再建が済んでいない」であり（12%）、「住宅再建の申請が却下された」は 3%にすぎなかった。帰国時の元の住宅の状態については、「完全に破壊されていた」は 19%、「破壊され、占拠されていた」が 14%、「破壊されていたが、自由に出入りできた」が 48%、「ひどくは破壊されていなかったが占拠されていた」4%、「ひどくは破壊されておらず、自由に出入りできた」が 10%であり、実に 81%の住宅が破壊を被っていた。しかし、現在の住宅事情については、不満を訴える人は比較的少なく（26%）、「おおむね満足」が 39%、「完全に満足」が 4%、「どちらともいえない」が 29%であった。これは、定住者については、元の住宅の再建が比較的進んでいるためであろうと推測されている⁴⁰。

④帰国者（定住者）の経済的事情

クロアチアに帰国し、定住しているセルビア人の経済事情は一般のクロアチア国民と比べると著しく悪い。たとえば、調査回答者の世帯の 11%は無収入であり、公的な生活扶助、農地の耕作、国外の家族や親戚からの仕送りで生活していた。一般のクロアチア国民を対象とした調査（2006 年）によれば、無収入の世帯は 2%にすぎない。残りの調査回答者の月収についても、2000 クーナ以下が 58%と 6 割近くを占め（クロアチア国民を対象とした調査では 14%、なお 1 クーナは約 18 円）、2000-3000 クーナが 11%（同 9%）、3000-4000 クーナが 4%（同 9%）であった。4000 クーナ以上はクロアチア国民を対象とした調査では 47%を占めるのに、セルビア人帰国者を対象としたこの調査では 4%にすぎ

なかった。就業状態については、調査回答者の 46%は年金受給者であった。しかし、由々しき事態は調査回答者の 31%が失業中であり、労働年齢（15 歳－64 歳）にある者に限っていえばその 40%が失業状態であった。これに対し、被雇用者は調査回答者の 8%にすぎなかった。失業は年齢と学歴と相関し、失業者の半数は 45 歳以上の者であり、義務教育以下の学歴の者であった⁴¹。

⑤クロアチア国民としての証書類の保有

クロアチア国籍の取得は、内戦の時期にクロアチアを離れたセルビア人が帰国を希望した際に最初に直面した大きな困難であった。クロアチア政府は様々な障害を作り、セルビア人難民にクロアチア国籍を容易には認めなかったからである。しかし、調査対象者の回答を見る限り、この問題はほぼ解決していた。クロアチア国籍と ID カードの所有者はそれぞれ 99%と 98%であり、恐らくは申請しなかった者を除いて大半の者（92%）がクロアチア政府発行の旅券をもっていた。ただ健康保険証の所有者は 86%に留まっていた。健康保険証の取得には高齢で学歴の低い人びとにとってはやや面倒な手続きがあり、法的な支援が必要だとメシッチらは指摘している⁴²。

⑥生活条件の主観的評価

帰国直後と現在を比較した場合、調査回答者の大半（60%）が生活条件は改善したと答え、内訳は「多少よくなった」48%、「かなりよくなった」12%であった。これに対し、「変化はない」が 24%であり、「少し悪くなった」は 6%、「かなり悪くなった」は 5%であった。次に複数回答で生活条件が改善した理由を聞いたところ、もっとも主要な要因は第一に何らかの形（年金の受給、就職、農業）で収入を得たことであり（合計 60%）、第二に財産の返還ないし家屋の再建によって自宅に住めるようになったこと（合計 57%）であった。これに対し、生活条件が悪化した理由は、失業や低収入などによる経済的な困難（合計 53%）がもっとも主要であり、次に「病気ないし健康の上の問題」（32%）、「近親者の死」「一人暮らしになった」（合計 14%）であった⁴³。

⑦身の安全とクロアチア社会の側の受容に関する評価

身の安全は難民の帰国にあたってはもっとも基本的な条件であるが、調査回答者の 50%は「おおむね」ないし「完全に」に安全だと感じていると答えている一方で、32%は多少の不安を感じ、11%は明確に不安を感じると回答してい

る。これは、調査がおこなわれた時期にセルビア人難民に対する暴力事件やセルビア正教会の建物に対する襲撃事件が再三起こり、クロアチア国内のセルビア人に不安が広がっていたことが影響していたのではないかとメシッチらは指摘している⁴⁴。

帰国したセルビア人がクロアチア社会にどの程度受け入れられているという感覚をもっているかについては、調査者は様々な質問文を提示し、同意するかどうかを尋ねている。その結果について「おおむね」ないし「完全に」同意するという回答が半数以上を占めた項目は、肯定的な傾向や関係では次のような項目であった。「クロアチア人は自分を受け入れていると感じている」(50%)、「セルビア人とクロアチア人との永続的な平和は可能だ」(65%)、「自分の民族所属を自由に表明できる」(63%)、「自分の信仰上の欲求を不自由なく満足できる」(76%)。他方、クロアチア社会との関係で否定的な傾向を示すものは次のような項目である。「多くのセルビア人が戻ってきた地域の公的機関でセルビア人は十分に代表されていない」(53%)、「クロアチア人の企業経営者はセルビア人よりもクロアチア人を優先的に雇用する」(51%)、「クロアチア社会ではセルビア人は二級市民の地位に置かれている」(51%)、「セルビア人はクロアチアの少数民族の地位に置かれるのではなく、クロアチア人と対等の地位に置かれるべきである」(68%)⁴⁵。以上を要約すると、クロアチアのセルビア人は文化的、宗教的な地位については大きな不満はないが、政治的および雇用上の不平等を強く意識していることが窺える。

6 おわりに

19世紀後半以降、クロアチアにおけるセルビア人は、多数派のクロアチア人と対等な地位を構築するために運動を続けた。その過程で時折セルビア人はクロアチア人との政治的なコンフリクトに遭遇したが、第二次世界大戦中にはウスタシャのテロによって彼らは民族存亡の危機に直面した。セルビア人は共産主義者と共に蜂起し、その成果の上に戦後には社会主義ユーゴスラヴィアの中で彼らは相対的に安定した地位を確保した。この地位を守るため、1990年代初

めにクロアチアのセルビア人はセルビアのミロシェヴィッチの路線に沿って再び蜂起した。しかし、最終的にはクロアチア政府軍の反撃に遭い、内戦前の人口の三分の二（約 40 万人）が国外に追われる事態となった。

クロアチア政府はセルビア人の帰国を望まなかった。内戦の期間中と終結後にトゥージマン政権がとったセルビア人追放政策は国際社会の批判を招いた。その後もクロアチア政府は国際社会の督促にもかかわらず、セルビア人難民の帰国を促進するような条件の整備には緩慢なペースでしか取り組んでこなかった。このため、セルビア人の実質的な帰国が進まない状況が続いていると見られていたが、ザグレブ大学の研究者が実施した調査はより深刻な事実を浮き彫りにした。クロアチアに再定住を果たしたセルビア人は一般の予想よりも大幅に少なく（政府に帰国登録した者の 4 割前後）、しかも年齢的には中高年層と高齢者層が三分の二を占め、子どもや若者、働き盛りの層はきわめて少なかった。このような年齢構成は時間の経過に伴って定住者の人口が減少していくことを予想させるものである⁴⁶。

人口の再生産を可能にするような若年世代の帰国が進まない大きな理由は、セルビア人のアパートメントの居住権の回復が依然進んでいないことにあるが、それと共に帰国しても雇用機会が乏しく生活ができないことも大きな要因である⁴⁷。このため、国外のセルビア人難民の間ではクロアチアへの帰国を希望しない者が増えているようであり、ここ数年、新たに政府に帰国登録するセルビア人難民の数は著しく減少している。この傾向が続けばクロアチアに帰国するセルビア人難民は近い将来いなくなり、難民の帰国問題は「自然消滅」する可能性すらある。

だが、このような解決が望ましい解決でないことは明らかであり、セルビア人難民の帰国の障害を放置しておくことは許されるべきことではない。第一にそれは難民の帰国の権利の侵害を放置し、セルビア人難民に現在での居住地での永続的生活を強制することになるからである。第二にセルビア人難民の帰国の障害を放置しておくことは、クロアチア国内に居住するセルビア人の人権侵害を放置することになるからである。国内のセルビア人の地位に目を転じれば、彼らは武装蜂起と内戦の責任を集団的に問われ、就職差別を始め、深刻な人権侵害にさらされている⁴⁸。

クロアチア政府は改革の遅れを取り戻し、欧州社会の一員となることを望み、2005年3月にはEUの加盟候補国となった。EUの加盟基準（「コペンハーゲン基準」）によれば、民主主義、法の支配、人権、マイノリティに対する尊重と保護を保障する安定した制度を有することは加盟の不可欠の条件とされている。したがって、この加盟交渉の過程でクロアチアの政府と社会が上述の課題の克服にどのように取り組んでいくのか、またEUが問題状況の改善についてクロアチアをどのように指導するのかを注視する必要があると私は考えている。

注

¹ 1991年の人口調査では民族帰属を明らかにしない人びとが多数いた。すなわち、「民族所属未表明」、「ユーゴスラヴィア人」、「地域名による帰属表明」、「不明（無回答）」のカテゴリーに分類される人びとであり、合計すると287,836人（5.9%）に上る。これは、ナショナリズムが高揚し、民族対立が深まっていた当時の状況では民族帰属を明らかにすることを躊躇したり、差し控えたりした人びとが多数いたためである。したがって、セルビア系住民の数は明確に民族帰属を表明した581,663人よりも多いと推測される。ナショナリズムの高揚が収まった2001年の人口調査では「民族所属未表明」、「地域名による帰属表明」、「不明（無回答）」に分類される人びとの数は107,114人に減少した。

² クロアチアのセルビア人がボスニアおよびセルビアに避難したことは新たな民族的迫害と民族移動の引き金となった。すなわち、ボスニアのセルビア人支配地域、セルビアのヴォイヴォディナとコソヴォに居住する非セルビア系住民がセルビア人から嫌がらせや脅迫を受け、多くの人びとがその地域を離れた。ボスニアのバーニャ・ルーカの周辺では約20000人のクロアチア人とムスリム人が追い出され、クロアチアないしムスリム人の支配地域に移動した。コソヴォでもこの地域に居住していたクロアチア人が迫害を受け、クロアチアに難民として到来した。ボスニアと比べると少数ではあったが、セルビアのヴォイヴォディナからもこの地域のクロアチア人が圧力を受けてクロアチアに移動した。

³ トミスラヴはアドリア海の沿岸都市ザダル北方の族長の一人だったが、924年にクロアチア王を自称し、クロアチア人を独立国家に統合した。中世クロアチア国家は、クレシミル王（在位1058-74年）の時代に最盛期を迎えた。その領土は現在のクロアチアからボスニア・ヘルツェゴヴィナの大半の地域に及んだ。後世のクロアチア人がクロアチアの黄金時代と回想するのはこの時代である。1075年、クレシミルの子、ズヴォニミルは「クロアチアとダルマチア王」としてローマ教皇から戴冠を受けた。しかし、ズヴォニミルの死後、王位継承をめぐるクロアチア王国は混乱し、その勢力は急速に衰えた。

⁴ クロアチアとセルビアの間にある地域、すなわち、現在のボスニア・ヘルツェゴヴィナにも14世紀にキリスト教の異端とされるボゴミール教徒が勢力を強め、ステファン・トゥヴルトコの治世の時代に強国となった。しかし、14世紀末に彼が死ぬと急速に衰え、15世紀半ばにはトルコに占領された。

⁵ 付け加えていえば、1990年代前半の内戦に伴う難民の大量発生は第四の大きな民族移動となった。

⁶ ヴラフ人とはラテン系の言語を話す集団であり、バルカン半島の先住民の一つと見なされている。彼らは中世から近代・現代にかけて山岳地帯で牧畜に従事する集団として存続してきた。この時代にクロアチアに到来したヴラフ人はボスニア・ヘルツェゴヴィナ、南西セルビア、モンテネグロにかけての山岳地帯に居住していた人びとであった。

⁷ この間、1526年にトルコはモハーチの戦いでハンガリー軍を破り、ハンガリー王を殺害した。クロアチアの封建領主層から構成される議会はオーストリア王フェルディナンドを国王に選び、これによってオーストリア皇帝に対する臣従関係が始まった。

⁸ クロアチアに到来したヴラフ人はその後、信仰上、正教徒はセルビア人、カトリック教徒はクロアチア人の民族アイデンティティをもつようになった。

⁹ Jaroslav Šidak, Mirjana Gross [et al.], *Povijest hrvatskog naroda g.1860-1914, Školska knjiga, Zagreb, 1968, p.83.*

¹⁰ ロルコヴィッチの算出によると、1840年にクロアチアとスラヴォニアではクロアチア人が1,075,627人であるのに対して、セルビア人は504,179人(31.90%)を占めていた。軍政国境地帯ではセルビア人の比率はもっと高い。クロアチアの軍政地区では、クロアチア人は258,454人であるのに対して、セルビア人は240,493人(48.2%)を占めていた。スラヴォニアの軍政地区では、クロアチア人は127,326人であるのに対して、セルビア人は122,853人(47.2%)であった(Mladen Lorković, *Narod i zemlja Hrvata, Zagreb, 1939, reprint Marjan Tisak, Split, 2005, p.87.*)

¹¹ ヴェネチア共和国およびこれに続くナポレオン帝国による支配が崩壊した後、クロアチア人はクロアチアの国王でもあったオーストリア皇帝がダルマチアをクロアチアに合体させることを望んだ。ダルマチアがクロアチアの一部であることはオーストリアの憲法上ははっきりしており、これを実現することは公正な解決であったが、オーストリアはダルマチアを自国の州の一つにしていた。

¹² Drago Roksanđić, *Srbi u Hrvatskoj, Vjesnik, Zagreb, 1991, pp.77-78.*

¹³ クエン・ヘーデルヴァーリはセルビア正教会の強い要求であった教会学校の自治権の回復、ギムナジウムへのキリル文字の導入、キリル文字とラテン文字の平等使用、クロアチア語をクロアチア・セルビア語という呼び名に変更すること、セルビアの旗とクロアチアの旗の平等使用、セルビア人を国家機関のすべての段階で重用すること、サボルの議長にセルビア人のヴァーシャ・ジュルジェヴィチを起用すること、金銭的な補助でセルビア人の経済機関の発展を支援することなどを認めた(Dusan Bilandžić, *Hrvatska Moderna Povijest, Golden Marketing, Zagreb, 1999, p.34.*)

¹⁴ スーピロは次のように述べ、セルビア人との協力関係の構築を最重要の課題とした。「セルビア人と協力すれば成果は大きい、彼らと手を結ぶことなしには成果は少ない。まして彼らを敵に回すことになれば何の成果も得られない」(ibid., p.28)。

¹⁵ 1905年10月、トルムビッチらの招集により、クロアチア、ダルマチアおよびイストラの主要なクロアチア人政党の代表はアドリア海の港町リエーカで会議を開き、「リエーカ決議」を採択した。決議は、ダルマチアをクロアチアおよびスラヴォニアを統合することを条件に、マジャール人(ハンガリー人)の国権拡大闘争を支持し、同時に政治的自由の実現のための諸改革を要求した。この直後にダルマチアおよびクロアチア議会のセルビア人議員もザダルで集会をもち、リエーカ決議と同様にマジャール人の国権闘争を支持し、クロアチア人がセルビア人を対等に処遇することを条件に、ダルマチアとクロアチアおよびスラヴォニアとの再統一を支持する決議を発表した。ダルマチアで成立した政治的連携は直ちにクロアチアに波及した。その年の12月には5つの政党が合流して、「クロアチア人・セルビア人連合」という統一政党を結成した。

クロアチア人とセルビア人との統一行動が急進展した1904年から1905年は、ハプスブルク帝国が支配民族間の争いで大きく動揺した時期だった。帝国の東半分を占めるハンガリーで、オーストリアとの連合協定の修正を求める野党連合が勢力を拡大し、ウィー

ンの皇帝に国権拡大の要求を突きつけていたのである。スーピロやトルムビッチらはウィーンとブダペストとの衝突を、ダルマチアとクロアチアの統合のために利用できるのではないかと考えた。そのため、マジヤール人の国権拡大闘争に対して、クロアチア再統一の承認を条件にリエーカ決議は支持を表明していた。

¹⁶ たとえば、パルチザンの大きな拠点であったリカ地方では1945年の時点で共産党員の86.6%がセルビア人で構成され、バーニャとバノヴィナでは89.4%、クロアチア共産党全体でもセルビア人は30.7%を占めていた。その後、セルビア人の比率はやや減少するが、1970年代の半ばでもセルビア人はクロアチア共産党党員の24.7%を占めていた。これはクロアチアにおけるセルビア人の人口比率（12%前後）の二倍に相当する。セルビア人の党員には党活動に積極的な者が多く、クロアチア共産党の党大会での代議員に占めるセルビア人の比率は1959年に28.4%、1965年に22.8%であった。党幹部にもセルビア人は多く、1970年代半ばに地方（オープンチナ）の党委員会書記の20.3%はセルビア人であった。さらに正式な統計はないが、国家機構、軍隊、学校、企業幹部にもセルビア人は人口比以上の代表性をもつと考えられ、とくに警察機構にセルビア人が圧倒的多数を占めていたことはクロアチア社会では公然の秘密であった（Ivo Goldstein, *Hrvatska 1918-2008*, Europaper holding/ Novi Liber, Zagreb, 2008, p.654）。

¹⁷ トゥージマン政権の成立後に政府が最初におこなった重大な措置の一つは、国家機構の奉職者の民族別の構成比率をその民族の人口比に応じたものに是正することであった。これは人口比以上に公職者のポストを占めていたセルビア人の比率を下げることを意図していた。この結果、多くのセルビア人の公職者、とくに警察機構の構成員が様々な圧力の下で退職に追い込まれた（*ibid.*, pp.660-661）。

¹⁸ OSCE（欧州安全保障機構）によれば、30万人から35万人と見積もられている（OECE Mission to Croatia, Report on Croatia's progress in meeting international commitments since 2001, June 9, 2006, p.13）。

¹⁹ クロアチア側の難民発生ピークは1991年夏の内戦開始時であった。戦火を逃れるために安全な地域に避難した人びとを含めると、クロアチア側の難民は一時、50万人近くに達した。しかし、セルビア人占領地域の住民を除き、これらの多くは1992年の停戦協定の後、徐々に元の居住地に戻っていた。

²⁰ これらの住民は主としてクロアチア軍に息子がいる者、クロアチア人を夫にもつ女性、高齢や障害のため移動ができない人びとであった（Human Rights Watch, "Impunity for abuses committed during 'Operation Storm' and denial of rights of refugees to return Krajina," A Human Rights Watch Report, Vol.8, No.13(D), August 1996, p.21）。

²¹ すなわち、クロアチアの攻撃が開始された日に自称大統領のミラン・マルティッチは、兵役に就くことができるすべての者はボスニア国境の町（スルブとドーニィ・ラパツ）に向けて退却するように指示した（*ibid.*, p.9）。

²² Ivo Goldstein, *Hrvatska 1918-2008*, p.748.

²³ クロアチアのNGO（クロアチア・ヘルシンキ委員会）は戦闘と関係のない状況で殺害された人の数はもっと多く、700人に上ると推測している。さらにこれとは別にクロアチア軍に連行されて行方不明となっている者がおり、同委員会は110人の行方不明者の家族から接触を受けていると報告している（A Human Rights Watch Report, Vol.8, No.13(D), August 1996, p.21）。このほかにクロアチア軍はクロアチアを逃亡するセルビア人の車両に対し砲撃や爆撃を加えた。車両に乗車していたセルビア人は引っ張り出されてクロアチア人の兵士や市民から脅迫や暴行を受けた（*ibid.*, pp.10-17）。

²⁴ クロアチアの司法当局は住民の殺害事件の一部について容疑者を逮捕したが、裁判所が出した判決は寛大なものであった。すなわち、三つの地点で18人のセルビア市民を殺害した罪で8人のクロアチア人軍人が起訴された事件について、1996年7月に裁判所が言い渡した判決は、6人の将校に無罪、1人の兵士に禁固6年、もう1人の兵士に禁固18ヶ月

であった。しかも、18ヶ月の禁固刑を宣告された兵士は家族がおり、すでに9ヶ月服役したという理由で監視付ながらも身柄を釈放された (ibid.,p.28)。

²⁵ Ibid., p.19.

²⁶ スヴェトザール・リヴァダは「嵐作戦」とその後のセルビア人の集落や教会に対する放火や破壊を「民族純化」の意図が込められた行為と批判し (Svetozar Livada, Etničko Čišćenje – Zločin Stoljeća, SKD Prosveta, Zagreb, 1997)、クロアチア人の間にも反響を呼んだ。リヴァダはクロアチアの首都ザグレブ在住で社会学を教える大学教授でセルビア民主党の政策と蜂起に反対していた人物であった。

²⁷ Zakon o Privremenom Preuzimanju i Upravljanju Odredljemom Imovinom, Narodne Novine, No.73, 27.Rujna (September),1995.

²⁸ 法律の名称には「一時的」という言葉が使われていたが、いつまでということは条文に明記されておらず、事実上無期限の措置を意味していた。

²⁹ セルビア人の避難民の中にはクロアチアに戻ることを希望する者がすぐに現れた。しかし、当初クロアチア政府はセルビア人難民に入国ビザの申請を求め、その発行の条件としてクロアチア国籍の証明を求めた。セルビア人側はクロアチア政府が発行した身分証明書か、旧ユーゴスラヴィア連邦が発行した身分証明書を提示する必要があった。ところが、大半のセルビア人は旧ユーゴスラヴィア連邦の身分証明書を「クライナ・セルビア人共和国」の身分証明書と交換し、これを所有していなかった。しかし、クロアチア政府の代表は「クライナ・セルビア人共和国」の身分証明書をクロアチア国籍の証明書と見なすことを拒否した (A Human Rights Watch Report, Vol.8, No.13(D), August 1996,p.30)。

³⁰ Human Rights Watch, ” Broken Promise : Impediments to Refugee Return to Croatia” A Human Rights Watch Report, Vol.15, No.6(D), September 2003, p.34.

³¹ Zakonu o davanju u najam stanova na oslobođenom teritoriju, Narodne Novine, No.73, 27. Rujna (September),1995.

³² Programa povratka i zbrinjavanja prognanika, izbjeglica i raseljenih osoba, Narodne novine, No. 92, 26. Lipnja (June), 1998.

³³ OECE Mission to Croatia, Report on Croatia's progress in meeting international commitments since 2001, p.13.

³⁴ Ibid.,p.14.

³⁵ Milan Mešić i Dragan Bačić, Održivost manjinskog povratka u Hrvatskoj, UNHCR, 2007, pp.28-30.調査回答者の大多数 (77%) はセルビアからの帰国者であり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの帰国者は8%、クロアチア国内のその他の地域から戻った者が7%であった。彼らは平均して4.5年の難民生活を送っていた (ibid.,p.87)。

³⁶ Ibid, pp.31-32.クロアチアの地域別でいうと、リカおよびコルドウン地方が45%を占めていた。いずれも内戦前にセルビア人の比率が高かった地域である (ibid.,p.33)。

³⁷ Ibid.,pp.33-35.

³⁸ Ibid.,pp.37-38.

³⁹ Ibid.,pp.40-41.

⁴⁰ Ibid.,pp.49-52.ただし、インフラの復旧については、電気は96%だが、水道72%、電話51%、下水道37%と、なお工事の遅れが調査の回答者によって指摘されている (ibid.,p.53)。

⁴¹ Ibid.,pp.54-57.

⁴² Ibid.,pp.60-61.

⁴³ Ibid.,pp.64-67

⁴⁴ Ibid.,p.73.

⁴⁵ Ibid.,pp.74-77.

⁴⁶ 実際、ザグレブ大学による帰国したセルビア人の実態調査では調査員が訪問したところ、調査対象者のセルビア人の11%はすでに死亡していた (ibid.,p.28)。

⁴⁷ ザグレブ大学の实態調査では、クロアチアに帰国した者が遭遇するもっとも大きな問題は何かを三つ尋ねたところ、調査回答者の61%は「職がないこと」と回答していた。これ

に「若者の失業」の7%を加えると、調査回答者の67%は失業問題を指摘していたことになる。二番目に回答が多かった問題は「住宅の再建」(23%)であった。第二位以下の問題に比べると、失業問題はいかに大きな問題と意識されているかが分かる (ibid.,p.79)。

⁴⁸ この点については別の機会に詳しく論じたいと思うが、セルビア人に対する差別や人権侵害は、1990年代のナショナリズムの高揚の中で許容されてきた権威主義と悪しき慣行(汚職、腐敗、縁故主義の横行など)がなお改まらず、この国の社会改革が遅れていることに影響されている。それゆえ、クロアチアのセルビア人の地位の改善はクロアチア社会全体の民主化と人権保障の観点からおこなうべき課題である。